

市報むらかみ記事掲載基準

第1 目的

この基準は、市及び市の機関を除き、各種団体等が行う事業等に関し、その案内又は周知事項等（以下、「記事」という）を市報むらかみお知らせ版（以下、「市報」という）に掲載依頼する場合の基本的な基準や手続きを定めることにより、市報の役割と公平性を確保することを目的とします。

第2 対象団体

この基準を適用する団体は次の団体等をいいます。

- (1) 国及び地方公共団体、又はこれらに準じる団体
- (2) 町内・集落自治会、NPO、ボランティア団体、福祉団体、市民団体
- (3) 法人、企業等

第3 掲載可能な記事

対象団体が市報に掲載できる記事は、記事を掲載しようとする発行日の市報紙面に掲載するための空きスペースがあるときであって、次の内容に限るものとします。

- (1) 記事の内容が市の共催又は後援を得ているものであって、2の各号に該当しないとき。
- (2) 記事の内容が市の方針や計画などに合致し、当該記事を市報に掲載する必要があると認められるとき。

2 記事の内容が次に該当すると認められるときは、市報に掲載しないものとします。

- (1) 専ら営利目的と認められるもの
- (2) 主な内容が政治活動や宗教活動などに類するもの
- (3) 公の秩序、又は善良な風俗に反すると認められるもの
- (4) 共同募金活動などを除き、単に協賛や寄附など金品を募ることを主な内容としているもの
- (5) 売名行為と考えられるもの
- (6) 個人の宣伝や活動を目的としたもの
- (7) 3か月以内に発行した市報の内容と記事が同様の内容となるもの
- (8) その他、市長が掲載記事として適当でないと判断するもの

3 記事掲載の優先度は、市民生活への影響や催しの行われる場所、緊急性などを考慮して広報主管課で決定します。

第4 記事掲載の申出

市報に記事の掲載を希望するときは、次の期日までに市報記事掲載申込書（様式1）及び必要書類を提出しなければなりません。ただし、市民生活に影響が及ぶなど緊急性が高い時は、市が任意に提出日を設定します。

- (1) 毎月1日発行日の市報に記事の掲載を希望するときは、発行月の前々月の20日

まで（閉庁日の場合は、それ以前の開庁日）

(2) 毎月 15 日発行日の市報に記事の掲載を希望するときは、発行月の前月の 5 日まで（閉庁日の場合は、それ以前の開庁日）

2 市報への記事掲載を希望する対象団体等から別に任意の掲載依頼書等がある場合で、その内容が前項の市報記事掲載申込書の内容に足りる時は、市報記事掲載申込書の提出を省略することができます。

3 市報記事掲載申込書の提出があった後に、市は記事内容や申し込み団体に関する補足資料の提出を別に求める場合があります。

第5 掲載の可否

市報へ記事掲載の申し込みがあったときは、その内容を基準に照らして審査し、市報への掲載可否を判断します。ただし、掲載を決めた記事であっても、別に優先して掲載すべき記事が新たに発生したときは、一度、掲載を決定した記事の掲載を中止する場合があります。

第6 その他

この基準に定めるもののほか、市報への記事掲載に必要な事項は、別に定めることとします。

附 則

この基準は、令和2年2月1日から施行します。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行します。